

# 松本美須々ヶ丘高校吹奏楽部 OB 会規約

## 第 1 条（名称）

本会は、松本美須々ヶ丘高校吹奏楽部 OB 会と称する。

## 第 2 条（所在地）

本会は、住所を松本市美須々 2 - 1 松本美須々ヶ丘高校吹奏楽部内に置く。

## 第 3 条（目的）

本会は、松本美須々ヶ丘高校吹奏楽部の発展ならびに、会員相互の親睦に寄与することを目的とする。

## 第 4 条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 吹奏楽部の発展に必要な援助
- (2) 会員相互の親睦を深める事業（OB バンドを含む）
- (3) その他本会の目的達成に付随する事業

## 第 5 条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

## 第 6 条（会員）

一 本会の会員は、次の二種とする。

- (1) 正会員 吹奏楽部に所属していた者。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、会費を納入した者。ただし、会員の推薦を要す。

二 会員は、2 年ごとに 2000 円の会費を納入するものとする。ただし、卒部後 5 年間は納入を免除し、6 年目以降から納入する。

三 寄付金は随時受納する。

## 第 7 条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長 1 名、事務局長 1 名、事務局次長 3 名、会計 2 名、監査 1 名

## 第 8 条（役員を選出）

- 一 本会の企画、運営、会計執行のために事務局会を置く。
- 二 会長および監査は事務局会が推薦し、総会で選任する。事務局長、事務局次長、会計は会長が委嘱する。
- 三 前項の役員は、正会員の中から選任する。

## 第 9 条（役員の任期）

役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

## 第 10 条（顧問）

本会に若干名の顧問を置くことができるが、議決権はない。

## 第 11 条（機関）

一 本会を運営するために、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 事務局会

二 総会は、会長が招集し、第 6 条の会員をもって構成する。

三 事務局会は事務局長が招集し、会長と監査を除く第 7 条の役員をもって構成する。

## 第 12 条（総会の開催）

- 一 定時総会は 2 年ごとに開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 二 定時総会は原則として吹奏楽部定期演奏会に合わせて開催する。

## 第 13 条（総会の定数）

総会の定数は、特にこれを定めない。

## 第 14 条（議決）

総会および事務局会における議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

## 第 15 条（会計年度）

会計年度は毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。

## 第 16 条（規約改定）

本規約の改定は、総会においての出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

## 第 17 条（設立年月日）

本会の設立年月日は平成 26 年 9 月 21 日とする。

## 付 則

本規約は、平成 26 年 9 月 21 日より施行する。